

発議第 16 号

小児臓器移植環境の更なる進展を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、流山市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年7月8日提出

提出者

教育福祉委員長 藤井 俊行

## 小児臓器移植環境の更なる進展を求める意見書

昨今では、多くの人々が病に侵されても進歩した医療技術により健康な体を取り戻すことが出来ているが、残念ながら臓器移植でしか治療の方法がない重い病気が存在しており、流山市には僅か1歳にして心臓移植が必要な患者がいる。

さて、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第83号）が平成22年7月17日から全面施行されたことに伴い、本人の意思が不明な場合であっても家族による承諾を得ることが出来れば脳死下での臓器提供が可能となった。しかし、15歳未満の臓器移植はまだ6件しかない。法が施行され5年が経過したが、国内での小児の臓器移植はまだまだ難しく、できないのが現状である。

そこで以下の項目を中心に、移植を希望しても叶わないでいる多くの子供たちの現状を知っていただき、臓器移植の更なる進展を図り、臓器移植に対する国民の理解が高まり、我が国においても臓器移植が進展するよう国民へ働きかけを求める。

### 記

- 1 国内における小児臓器移植早期実現のために理解を高める情報提供、適切な知識習得のための教育、移植待ち患者への支援体制の整備などあらゆる施策を早急におこなうこと。
- 2 海外での小児臓器移植以外に選択肢がない場合は、移植実現に向け国があらゆる支援を行うこと。

以上、現在の子供の臓器移植を取り巻く現状を改善するために、国が取り組める方策は多くある。

臓器移植の国民への理解を深めることは、大切な人を守るための国民の共通した使命であることを再認識され臓器移植の理解認識が充実することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月8日

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山崎	正昭	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
厚生労働大臣	塩崎	恭久	様

千葉県流山市議会